

一緒にやろまい！

ガイドヘルパー

障害のある方の外出の
お手伝いをしてみませんか？



障害があっても自由に外出がしたい！！

障害のある方を対象とした福祉サービスの一つに「移動支援事業（ガイドヘルパーによる外出サポート）」があります。しかし、ガイドヘルパーの不足により自分の思うようにサービスを利用できない方が多くいます。

ガイドヘルパーがもっと増えることで、障害のある方が自由に外出ができ社会参加をし、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現を一緒に目指しませんか？

あなたの助けを待っている人がいます！

- これまでの経験を活かし、新しい仕事や人に出会い、新たな生き甲斐を見つけたいと思っている方
- 自分にできることを探し、一歩踏み出したいと思っている方
- 空いた時間を有効活用したい方
- 以前資格は取ったけどやれるか不安だと思っている方
- 定年退職を機に社会参加したいと思っている方

はじめてみませんか？



名古屋市自立支援連絡会（名古屋市）

名古屋市自立支援連絡会とは・・・

市全域の障害のある方等への支援体制に関する課題を集約し、解決に向けた取り組みに関する協議を行うことを目的として、平成29年度から開催しています。

ガイドヘルパーの確保が障害のある方の社会参加を支えます！！

名古屋市の現状

本市の移動支援事業（ガイドヘルパーによる外出サポート）の利用申請を行い、必要と認められた方は、約7,249名^{*}。その内、実際にサービスを利用した方は約3,356名^{*}と約半数となっています。

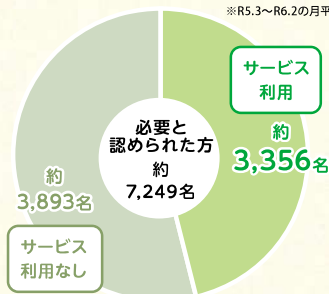
（※R5.3～R6.2の月平均人数）

利用できるにもかかわらず利用していない理由は様々なものが考えられますが、実際に移動支援事業を行う事業者さんからは、「ガイドヘルパーさんの不足により利用の希望があっても断らざるを得ない」等の声も聞かれています。

望む通学や通所ができないなど、外出することを控えたりすることを余儀なくされるというケースが少なからずあるのが実情です。

移動支援事業利用者数

※R5.3～R6.2の月平均人数



当事者のエピソード



- 朝・夕の時間帯はサービスを利用する人が多いので、学校へ送迎してくれるガイドヘルパーさんがなかなか見つかりません。
- たまには映画鑑賞やショッピングなどに行きたいけど、付き添ってくれる人がいないから外出を我慢しています。
- 病院への通院や、日用品の買い物など、必要なことが思うようにできず困っています。

ご家族のエピソード



- ガイドヘルパーさんが見つからないので子どもの送迎をしなければならいけど、就業時間を削ることも難しいので大変困っています。
- いまは何とか支援しているけど、加齢により自分の力が衰えたときはどうすればよいのか不安です。

移動支援を行っている事業所のエピソード



- ガイドヘルパーさんが不足しているので、利用したいと依頼があってもお断りをせざるを得ないときがあります。

Q

移動支援事業（ガイドヘルパーによる外出サポート）ってなに？

A

障害があるために単独で外出することが困難な障害のある方に対して、ガイドヘルパーが付き添い外出を支援するサービスです。

障害のある方の社会参加を可能にし、地域で自立した生活を送ることができるようにすることを目的としています。

社会生活上必要不可欠な外出支援の例



通院

通学

通所



日用品の買い物

余暇活動等の社会参加のための外出支援の例



スポーツ観戦



デパートでの買い物



墓参り

Q

ガイドヘルパーの役割とは？

A

障害のある方は、行動する際に起こるかもしれない危険を回避する判断ができなかったり、外出中にパニックを起こすかもしれないという不安や、身体状況から移動の困難さが生じ、外出を控えることになりがちです。そのため、社会生活上の必要な活動も制限されてしまうこともあります。

ガイドヘルパーが外出をサポートすることで、普段私たちが外出するのと同じように行きたいところへ安心して出掛けることができるのです。

実際にガイドヘルパーとして活動されている方々の声

学校の合間に働けて、障害のある方も喜んでくれるから嬉しい！（学生Aさん）

パートの合間に活動しています。お手伝いさせていただく方の笑顔で自分も笑顔になれると感じています！（パート職Bさん）

特にやることもなく時間を持て余していたけど、今は人とのふれあいでやりがいを感じています。良い運動にもなるからこれからも続けてきたい！（定年退職されたCさん）

空いている時間を利用して活動しています。たくさん歩くので健康的で美しくなれますよ。（主婦Dさん）

3日程度の研修受講後、移動支援事業所に登録するだけで、活動できます！

ガイドヘルパーとして活動するまでの流れ

ステップ1

研修受講

ガイドヘルパーの資格取得のための研修を受講しましょう！

ガイドヘルパーの資格には「全身性障害（車椅子等）」「知的障害」「精神障害」の3種類があり、それぞれ資格取得のための研修を受講する必要があります。（4ページ）

様々な研修がありますが、名古屋市から登録を受けて移動支援事業従業者養成研修（知的障害者支援）課程を実施する事業者の一覧と研修カリキュラムは、5ページをご覧ください。名古屋市が運営するホームページ「**ウェルネットなごや**」においても公開しています。

<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/top/>

※他の研修については各研修機関にお問い合わせください。愛知県居宅介護職員初任者研修等の概要は、愛知県ホームページからご覧いただけます。

※すでに資格をお持ちの方は、ステップ2の事業所登録から行うことが可能です。



ステップ2

事業所登録

移動支援事業所へ登録しましょう！

ガイドヘルパーとして従事するには事業所に登録する必要があり、そこから依頼を受け活動を開始します。

名古屋市には550※の移動支援事業所があります。（※R7.1現在のウェルネットなごや公開数）ハローワークの求人情報や、愛知県福祉人材センター無料職業紹介所等で求人状況を確認の上、働きたいエリアの区で事業所へ問い合わせしてみましょう。

また、「**ウェルネットなごや**」でも事業所の情報を見ることができますのでご確認ください。

週2回の朝と夕だけ活動したい！



あなたに合った活動の仕方があります

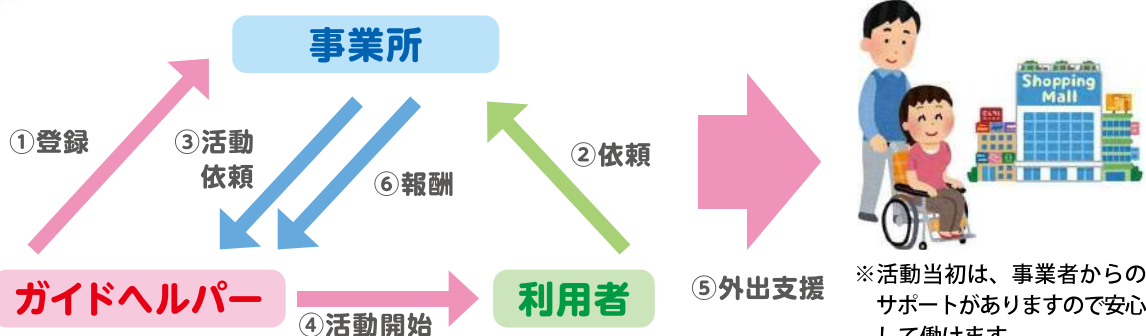


週末だけなら私にもできるかも！

ステップ3

活動開始

事業所からの依頼を受け活動開始！



ガイドヘルパーになるための研修費用を助成しています!!

名古屋市移動支援事業従業者養成支援事業について

助成の対象となる方

「名古屋市移動支援事業従業者養成研修」を修了した方で、かつ、研修を修了した日を基準とし、翌年度末までに事業者と直接雇用契約が締結された者。（常勤・非常勤は問いません。）

助成内容

15,000円を上限とし、「名古屋市移動支援事業従業者養成研修」の受講に用いた費用（テキスト代金、実習代金を含む）を助成。

申請期間

「名古屋市移動支援事業従業者養成研修」を修了した日を基準とし、翌年度末となります。ただし、研修の修了年度と雇用された年度が同じ場合は雇用契約が締結された年度の年度末となります。

申請方法

郵送またはオンラインにより、名古屋市へ申請。
令和7年4月1日よりオンライン申請開始!

※オンライン申請について

令和7年4月1日よりオンラインによる申請を開始します。郵送費が削減できる他、申請に関する進捗状況を随時確認ができます。ぜひご活用ください。（以下のURL または二次元コードにアクセス）

新たに申請される方はこちらから

<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya/smart-apply/apply-procedure-alias/idoushien-kensyuuhijyosei-sinsei>



申請した内容を変更される方はこちらから

<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya/smart-apply/apply-procedure-alias/idoushien-kensyuuhijyosei-henkou>



※その他

事業の流れや申請に必要な書類など詳しい事業内容につきましては、ウェルネットなごやをご確認ください。（以下のURL または二次元コードにアクセス）

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/provider/specification/youseisiennjigyou.html>



主な研修 ※研修には受講料がかかります。（名古屋市移動支援事業従業者養成研修は助成があります！）

研 修	全身性障害 (車椅子等)	知的障害	精神障害	詳 細
名古屋市移動支援事業従業者養成研修		○		ウェルネット なごや参照 (5ページ)
【愛知県居宅介護職員初任者研修等】				
全身性障害者移動介護従業者養成研修	○			愛知県 ホームページ 参照
行動援護従業者養成研修		○	○	
強度行動障害支援者養成研修 (基礎研修及び実践研修)		○	○	
重度訪問介護従業者養成研修	○			

〈全身性障害（車椅子等）〉：身体障害のある方の外出に際し、移動や介助等を行います。

〈知的障害〉：知的障害のある方の外出に際し、移動や介助等を行います。

〈精神障害〉：精神障害のある方の外出に際し、移動や介助等を行います。

※視覚障害のある方の移動にかかる支援は、障害福祉サービスである「同行援護」の対象となり、別に「同行援護従業者養成研修」を受けていただく必要があります。

また、下記の資格をお持ちの方や、研修を修了された方は ガイドヘルパーとして従事することが可能です。

資 格	全身性障害 (車椅子等)	知的 障害	精神 障害
① 介護福祉士	○	○	○
② 居宅介護従業者養成研修修了者・訪問介護員養成研修修了者	○	○	○
③ H15年3月31日において居宅介護従業者養成研修に相当する研修として都道府県知事が認める研修の課程を修了した者	○	○	○
④ H15年3月31日において全身性障害者外出介護従業者養成研修に相当する研修として都道府県知事が認める研修の課程を修了した者	○		
⑤ H15年3月31日において知的障害者外出介護従業者養成研修に相当する研修として都道府県知事が認める研修の課程を修了した者		○	
⑥ H15年3月31日において日常生活支援従業者養成研修に相当する研修として都道府県知事が認める研修の課程を修了した者	○		
⑦ H15年3月31日において身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・児童福祉法に規定された居宅介護等に従事した経験を有する者であって、都道府県知事による証明書の交付を受けた者	○	○	○ (従業した事業によって異なります。)
⑧ H18年9月30日において全身性障害者外出介護従業者養成研修を修了した者	○		
⑨ H18年9月30日において知的障害者外出介護従業者養成研修を修了した者		○	
⑩ H18年9月30日において日常生活支援従業者養成研修を修了した者	○		
⑪ H18年10月1日以降において重度訪問介護従業者養成研修を修了した者	○		
⑫ H18年10月1日以降において行動援護従業者養成研修を修了した者		○	○
⑬ H18年10月1日以降において全身性障害者移動介護従業者養成研修を修了した者	○		
⑭ 介護職員基礎研修修了者	○	○	○
⑮ 名古屋市移動支援事業従業者養成研修修了者		○	
⑯ 実務者研修修了者	○	○	○
⑰ 居宅介護職員初任者研修修了者・介護職員初任者研修修了者	○	○	○
⑱ 障害者居宅介護従業者基礎研修修了者	○	○	○
⑲ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者		○	○
⑳ 保健師・看護師・准看護師	○	○	○

名古屋市移動支援事業従業者養成研修（知的障害者支援）課程 カリキュラムの一例

（約 3 日間で取得できます！）

講義 13 時間

科目名（時間）		目 的
障害者福祉に係る制度及びサービスに関する講義（3 時間）	障害者（児）福祉の制度とサービス（2 時間）	・ 障害者（児）福祉の制度とサービスの種類、内容、役割を理解する
	ガイドヘルパーの制度と業務（1 時間）	・ ガイドヘルパーの制度と業務を理解する
知的障害者居宅介護等に関する講義（3 時間）	ホームヘルプサービス概論（2 時間）	・ ホームヘルプサービスの役割と業務を理解する
	ホームヘルパーの職業倫理（1 時間）	・ ホームヘルプサービスに従事する際の職業倫理について理解する
知的障害者の疾病・障害等に関する講義（4 時間）	障害・疾病の理解（4 時間）	・ 業務において直面する頻度の高い障害疾病を医学的に理解する ・ 実践的視点で利用者の状態像を把握する ・ 援助の基本的な方向性を把握する
基礎的な移動の介助に係る技術に関する講義（2 時間）	移動介助の基礎知識（2 時間）	・ 移動介助の目的と機能を理解し、基本原則を把握する
障害者の心理に関する講義（1 時間）	障害者（児）の心理（1 時間）	・ 障害者（児）の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について把握する

演習 6 時間

科目名（時間）	目 的
移動介助の基本技術（6 時間）	基本的な移動介助の技術を習得する

名古屋市移動支援事業従業者養成研修（知的障害者支援）課程 研修登録事業者一覧

（R7.1 時点）

※研修開催の時期や会場、受講料等は登録事業者によって異なります。
募集状況等はウェルネットなごやで確認してください。

詳しくは [ウェルネットなごや](http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/top/) で **検索**
http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/top/

事業者名称	問い合わせ先
社会福祉法人 ほっとはむ	052-808-3689
社会福祉法人 よつ葉の会	052-531-4280
社会福祉法人 みなと福祉会	052-383-2280
特定非営利活動法人 ひょうたんカフェ	052-485-4535
社会福祉法人 名古屋手をつなぐ育成会	052-671-6234
社会福祉法人 ゆたか福祉会	052-825-4404
社会福祉法人 あずま福祉会	090-6461-6886
特定非営利活動法人 ポパイ	052-508-9035
社会福祉法人 あさみどりの風	0561-33-5633
公益財団法人 名古屋シルバー人材センター	052-842-4691

ガイドヘルパーを利用して…

休みの日に、ショッピングモールに出かけ、買い物や外食を楽しんでいます。

安心して必要な通院ができています。

毎日、学校に通学することができています！

大好きな映画を見に行くことができ、余暇を満喫しています。



一緒にやろまい！

ガイドヘルパー

このパンフレットについてのお問い合わせ先

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

電話：972-2558

FAX：972-4149

Eメール：a2558@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

